

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 事業計画の変更届出
- ② 手続根拠 : 航空法第124条(第109条第3項準用)
- ③ 手続対象者 : 本邦航空機使用事業者
- ④ 提出時期 : 事業計画を変更しようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 変更届出書を作成し、国土交通省地方航空局(東京・大阪)航空振興課へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : 無し
- ⑦ 添付書類・部数 : 無し
- ⑧ 申請書様式 : 変更届出書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる国土交通省航空局地方航空局航空振興課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 東京航空局航空振興課 03-5275-9315
大阪航空局航空振興課 06-6949-6216
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 東京航空局航空振興課 03-5275-9315
大阪航空局航空振興課 06-6949-6216

3. 手続情報

- ① 審査基準 : -
- ② 標準処理期間 : -
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。